

地域振興券は…

個人消費の拡大による地域経済の活性化を目的に、15歳以下の児童がいる家庭や年金などの受給者等を対象に、地域振興券を交付します。

この事業は国の補助金を受け町が実施主体となっており、町では現在交付に向け準備を進めていますので、その概要をお知らせします。

1、交付対象者

交付対象者及び交付額は次のとおりです。年齢等を判断する基準日は平成11年1月1日です。

次のいずれかに該当する者

- ① 15歳以下の児童が属する世帯の世帯主
- ② 基準日における同月分の次に掲げる年金・手当の受給者等（基準日における年齢が15歳以下の者を除く。）
ア、老齢福祉年金・障害基礎年金・遺族基礎年金・母子年金・準母子年金又は遺児年金・児童扶養手当・障害児福祉手当又は特別障害者手当等（一部、非課税要件あり）
イ、生活保護の被保護者・社会福祉施設への措置入所者等
- ③ 平成10年度分の町民税（所得割）非課税の者であって、年齢65歳以上、かつ、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要として

いる者。（基準日において継続して3ヶ月を超えて病院・老人保健施設に入院・入所している者等を除く。）

- ④ 平成10年度分の個人町民税非課税である年齢65歳以上の者。ただし、本人が他の人の控除対象配偶者又は扶養親族となっている場合は、被扶養者が町民税非課税の場合に限る。

交付額

- ①の交付対象者 15歳以下の児童1人につき 2万円
- ②から④までの交付対象者 2万円

2、地域振興券

- (1) 発行主体は光町
- (2) 額は1,000円で、町に登録した業者で買物等をした場合の支払いとして使用できます。ただし、釣り銭は支払われません。

また、地域振興券の交換や譲渡はできません。

- (3) 交付開始の日から6ヶ月間に限り使用できます。
- (4) 交付された本人、その代理人及び使用者に限り使用できます。

3、振興券取扱事業者

振興券を取り扱うことができる事業者は、町へ申請し特定事業者として登録された事業者に限ります。※登録店以外では地域振興券は使えません。

4、申請及び交付

交付対象者については、「地域振興券引換申請書」

又は「地域振興券交付申請書」を3月中旬に郵送する予定です。

なお、交付開始は決まり次第、広報等でお知らせしますが、予定としては3月下旬になる見込みです。

特定事業者募集

町では、地域振興券を取り扱うことができる店舗「特定事業者」を募集します。

特定事業者として登録のない店舗では地域振興券が使えませんので、取り扱いを希望される店舗は次の要項を確認のうえ、応募してください。

◎募集要項

ア、地域振興券の持参者に券面記載の金額に相当する物品の販売又は貸し付けもしくは役務の提供を行うこと。

イ、取り引きにより得た地域振興券は町が換金するが、その方法は指定金融機関等に持参し、特定事業者の預金口座への振替で行う。

◎募集期間

平成11年1月18日(月)～2月26日(金)

◎応募方法

役場産業課に備え付けの「特定事業者登録申請書」に必要事項を記入し、期間内に提出。登録店舗には「登録証明書」を交付します。

